

一般競争入札の実施について

市川市長 村越 祐民

下記のとおり入札を実施しますので公告します。参加を希望する場合には、「市川市一般競争入札参加申請書」に係る書類を添付のうえ提出してください。

記

1. 件名 市川市クリーンセンター倉庫棟賃貸借  
2. 施行場所 市川市田尻 1 0 0 3 番地  
3. 契約期間等 契約期間 契約日から令和 1 1 年 2 月 2 8 日まで  
建方期間 契約日から令和 3 年 2 月 1 5 日まで  
賃貸借期間 令和 3 年 3 月 1 日から令和 1 1 年 2 月 2 8 日まで  
(9 6 か月)

4. 契約概要 (1) 次の工事で完成した建築物等を賃貸借するもの。

工事概要

- ① 建方期間中に下記の工事を施工する。
- |                     |    |
|---------------------|----|
| ・ 建築工事 (各種申請手続きを含む) | 一式 |
| ・ 電気設備工事            | 一式 |
| ・ 機械設備工事            | 一式 |
- ② 建築物の構造  
鉄骨造 1 階建 延床面積 132.57 m<sup>2</sup>  
(詳細は設計図書の通り)

(2) その他

- ① 賃貸借物件は、火災保険に加入しその費用は賃貸人の負担とする。  
② 公租公課は、賃貸人の負担とする。

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日 (以下「申請日」という。) 現在において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿 (物品) の大分類「リース」の中分類「仮設建物」に登録している者  
(2) 本市の建築一式工事の格付等級が A ランクかつ特定建設業の許可を有する者  
(3) 建築一式工事の管理実績のある監理技術者を本工事に配置できる者  
(4) 過去 1 5 年間に於いて、地方公共団体が発注した施設の新設について賃貸借契約を締結し、建築を完了させた実績を有する者  
(5) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者  
イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

## 6. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和2年9月16日（水）から令和2年9月23日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、9月23日のみ正午まで）
- (3) 提出先 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター内  
市川市 環境部 環境エネルギー施設整備課  
電話047-328-5374
- (4) 提出方法 持参による提出のみとする。
- (5) 提出書類
  - ア 「市川市一般競争入札参加申請書」（指定用紙。以下「申請書」という。）
  - イ 誓約書（指定用紙）
  - ウ 特定建設業の許可証の写し
  - エ 配置する監理技術者の資格を証する書類の写し（監理技術者資格者証等）
  - オ 配置する監理技術者の工事履歴書（任意様式）及び経歴を証する書類の写し（契約書の該当部分及び技術者選任届、工事実績データ等）
  - カ 配置予定技術者と本資料提出者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類の写し（配置予定技術者の健康保険被保険者証、市町村発行の住民税特別徴収税額通知書の写し等）
  - キ 履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書、または工事実績データ等）
  - ク 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに市川市 環境部 環境エネルギー施設整備課に申し出をし、指示された書類を提出すること。

### 注意事項

- ① 令和2年9月16日現在で作成すること。
- ② 指定用紙は市川市ホームページからダウンロードすること。
- ※下記9. 入札保証金(2)ア又はイに該当する場合は、履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等）を提出してください。

## (6) 入札参加資格の有無

- ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和2年9月28日（月）午後5時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
- イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和2年9月28日（月）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下、「参加資格者証」という。）を電子メールで送信する。なお電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。「委任状」及び「入札書（入札後直ちに行う再度の入札に備え2枚必要）」は市川市ホームページからダウンロードすること。

## 7. 設計図書の閲覧及び質疑について

### (1) 設計図書を必ず閲覧すること。

(2) 設計図書の閲覧は、令和2年9月16日（水）から令和2年9月30日（水）まで市川市ホームページ上で行う。

(3) 設計図書等について質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市環境部環境エネルギー施設整備課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受信メールを送信する。受信メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取り扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

（質疑書は市川市ホームページからダウンロードすること。）

ア 質疑提出期間 令和2年9月16日（水）から 令和2年9月23日（水）正午まで

イ 質疑提出電子メールアドレス seisoshisetsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

ウ 質疑回答日 令和2年9月28日（月）までに質疑者に対し、電子メールで回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、参加資格者証と併せて送付するものとする。

## 8. 入札日時及び場所

(1) 日時 令和2年9月30日（水）午前10時から

(2) 場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター管理棟2階会議室(A)

## 9. 入札保証金

(1) 入札に参加する者の見積もる入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期間内に当該保証保険証券を本市へ提出することで入札保証金の納付を免除するものとする。この場合の保証期間は入札日から1か月後（起算日は入札日）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間 参加資格者証受領時から入札時刻前まで

イ 場所及び方法 入札参加申請の提出先へ持参により提出すること。

ウ 注意事項 入札保証金を現金で納める場合は、入札前日までに市川市財政部契約課へ連絡し、納付書の発行手続きを行うこと。

(2) 前項の規定に係わらず、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除するものとする。

ア 過去2年間に本市、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。

イ 平成30年4月1日から申請日までに本市と物品（千葉県電子自治体共同運営協議会が定める「入札参加資格審査申請マニュアル」の物品の「営業種目」に記載されたもの）

にかかる契約を1件以上誠実に履行した実績を有する者。

10. 支払条件

- (1)前金払 無
- (2)部分払 無

11. 最低制限価格の設定 無

12. 内訳書（任意様式）の提出 有

設計書の中項目までの金額及びリース料率若しくはこれに準ずる項目及び金額について記載したもの。提出がない場合は入札が無効となる。（入札後直ちに行う再度の入札では不要）

13. 入札金額の記載方法

- (1)入札書に記載する金額は、契約期間全体の総額とする。
- (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. その他の入札必要事項

- (1)入札に際し、内訳書を提出すること。
- (2)入札前に必ず所定の参加資格者証を提示すること。
- (3)代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印とともに代理人又は復代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名とともに代理人又は復代理人が記名、押印すること。
- (4)一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5)予定価格以内の入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札を1回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (6)予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。また、最低制限価格を下回った申込みをした者は落札者とせず失格とし、前号に定める再度の入札に参加できない。
- (7)落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

15. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

16. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 明らかに連合によると認められる入札
- オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札
- キ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札
  - ・記名押印のない入札書
  - ・入札金額を訂正した入札書
  - ・入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
  - ・要領を知得することができない入札書
  - ・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
  - ・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- ケ 設計図書を閲覧していない者のした入札
- コ 内訳書の提出を条件とされている入札において内訳書の提出がない者のした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 17. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、市川市財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

#### 18. 契約条件等

- (1) 落札者は落札決定後、速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (4) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が5. に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が16. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

#### 19. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 契約金額の支払いは、契約金額の総額を賃貸借期間の月数で除した額を月額（端数が生じた場合は、最初の支払い月に含める）とし、当該月の経過後、契約相手からの請求に基づき、毎月の請求日から30日以内に支払うものとする。

#### 20. 問い合わせ先

市川市 環境部 環境エネルギー施設整備課 電話047-328-5374